

指宿市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）
に係るパブリックコメント実施結果について

1 意見の募集期間 令和6年2月19日（月）～令和6年3月19日（火）

2 意見の提出者数（件数） 1名（7件）

3 意見等及び市の考え方

	意見等の概要	意見に対する市の考え方
1	「①公共施設等におけるバリアフリー化の推進」においては、「バリアフリー化」はもちろんですが、ここに「合理的配慮の提供」を盛り込んでおく必要はないか。(50 ページ)	本計画案では、「施策の方針」(40 ページ)の一つとして「(1) 社会のバリアフリー化の推進」を掲げています。「合理的配慮の提供」もバリアフリー化につながる取組の一つであると考えたとともに、「合理的配慮の提供」については、本市の施策全体において推進すべきものであると考えことから、ご指摘いただいたページについては、原案のままとさせていただきます。なお、市行政において「合理的配慮の提供」を推進していくための取組の一つとして、市職員への研修を実施していることから、ご意見も踏まえ、「①人権教育の推進」(61 ページ)にその旨を追記させていただくことを申し添えさせていただきます。
2	「①防災体制の充実」においても、災害時の避難所等における「合理的配慮の提供」がなされるよう、ここに盛り込んでおく必要はないか。(51 ページ)	1と同じ
3	「①特別支援教育の充実」とあり、また、「③障害への理解を深めるための教育」においては「交流・共同学習を推進」とあります。この「インクルーシブ教育」について、障害者施策を所管する部署としてどのように認識し、教育を所管する部署とはどのような連携を行っているのかお示してください。(55 ページ)	障害部局として、インクルーシブ教育についての取り組みを継続して推進することが大切と考えております。その推進に向け、教育部局とは定期的に開催される地域自立支援協議会の子ども支援部会等で、情報の共有や事例検討などを行っているところで

	意見等の概要	意見に対する市の考え方
4	「③ 障害への理解を深めるための教育」には「インクルーシブ教育」について盛り込んでおく必要はないか。(55 ページ)	ご意見も踏まえ、「5 教育・療育」(54 ページ)の「施策の方針」において、「可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み(インクルーシブ教育システム)の構築」等について追記させていただきます。
5	「2 生活支援」の「③福祉用具の給付・貸与等の実施」及び「7 情報・コミュニケーション」の「意思疎通支援事業の推進」の両方に関わることとして、ここで「スマホ」を取り上げる必要はないか。(58 ページ, 49 ページ)	本計画案では、「情報通信技術の発達を踏まえ、情報・コミュニケーションに係る施策を推進する」としています(58 ページ)。情報通信技術の発達には「スマートフォンの普及」を含むものと考えことから、58 ページについては、原案のままとさせていただきます。「③福祉用具の給付・貸与等の実施」(49 ページ)についても、スマートフォンは福祉用具の給付・貸与等の事業において含まれていないことから、原案のままとさせていただきます。
6	図表には、「番号」と「タイトル」を入れた方が良いと思います。	各図表の内容について見出し等から推察可能であると考えることなどから、原案のままとさせていただきます。
7	表紙及び奥付に「令和6年2月」とありますが、この取り扱いはどうなるのでしょうか。	パブリックコメントの開始時点として「令和6年2月」の表記を行ったものであり、最終的には策定時点への変更を行う予定としております。